

# 青森県報

第二千三百三十三号

平成十六年  
三月十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) ……一
- 基本測量の終了……………(監理課) ……三
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……四
- 右 同……………( 同 ) ……四

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課) ……四
- 換地計画の決定……………(農村整備課) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(鯉ヶ沢県土整備事務所) ……六

### 出先機関

- 土地改良区の役員の退任……………(中農南地) ……六
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(農林水産) ……六
- 土地改良事業の工事の完了……………(西地方農林) ……七
- ……………(水産事務所) ……七

### 選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……八

### 監査委員

監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……八

公安委員会

型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……一〇

正 誤

昭和四十七年三月三十日号外規則中……………(監理課) ……二

## 告 示

青森県告示第百八十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

実施期日	実施場所	検査対象区域
平成十六年 四月二十六日 午前十一時三十分 から 午後二時三十分 まで	五所川原市役所毘沙門支所	
" 四月二十七日 午前十一時 から 午後二時三十分 まで	" 飯詰支所	
" 四月二十八日 午前十一時三十分 から 午後二時三十分 まで	コミュニティセンター三好	
" 午後二時三十分 まで	コミュニティセンター中川	

五月二十五日	"	五月二十日	五月十九日	"	五月十八日	"	五月十七日	"	五月十三日	"	五月十二日	"	五月十一日	"	五月十日	"	四月三十日
正午前十一時	午後二時三十分まで	午前十一時三十分まで	午前十一時三十分まで	午後三時	午前十一時三十分まで	午後三時三十分まで	正午前十一時	午後三時	正午前十時	午後三時	正午前十時	午後三時	正午前十時	午後三時	午前十一時三十分まで	午後二時	午前十一時三十分まで
まで	東部出張所	大深内支所	藤坂支所	四和支所二十九号倉庫	切田支所	深持支所	十和田市農業協同組合 赤沼支所				五所川原市役所一般駐車場 車庫		松島支店		ごしよがわら市農業協同組合 栄支店	七和支所	五所川原市役所長橋支所
市十和田								五所川原市									

六月九日	"	六月八日	"	六月四日	"	六月三日	"	六月二日	"	六月一日	"	五月二十八日	"	五月二十七日	"	五月二十六日	"
正午前十時	午後三時	正午前十時	午後二時	正午前十時	午後三時	正午前十時	午後三時	正午前十時	午後三時	午前十一時三十分まで	午後二時三十分まで	正午前九時三十分まで	午後三時	正午前九時三十分まで	午後三時	正午前九時三十分まで	午後三時
まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	つがる弘前農業協同組合 碓ヶ関基幹支店古懸支店				三本木支所三号倉庫			
除雪センター			中央公民館前					碓ヶ関村役場前									
常盤村			大鱈町					碓ヶ関村									

"	六月二十三日	午後二時	まで	旧西中野目支所	尾上町
"	六月二十二日	午後二時	まで	つがる弘前農業協同組合 旧十二里支所	尾上町
"	六月二十一日	午後二時三十分	まで	村民体育館	尾上町
"	六月二十日	午後二時	まで	田舎館村農業協同組合西支所	尾上町
"	六月十八日	午後三時	まで	光田寺支所	尾上町
"	六月十七日	午後三時	まで	田舎館村農業協同組合西支所	尾上町
"	六月十六日	午後三時	まで	平賀町役場前	平賀町
"	六月十五日	午後三時	まで	平賀町役場葛川支所	平賀町
"	六月十四日	午後三時	まで	地域福祉センター	尾上町
"	六月十三日	午後三時	まで	西支所	尾上町
"	六月十二日	午後三時	まで	津軽尾上農業協同組合東支所	尾上町
"	六月十一日	午後三時	まで		尾上町
"	六月十日	午後三時	まで		尾上町
"	六月九日	午後三時	まで		尾上町

- 一 作業種類
- 基本測量
- 二 作業期間

平成十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百八十二号  
国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

"	六月二十四日	午後三時	まで	藤崎町役場前	藤崎町
"	六月二十五日	午後三時	まで	藤崎町役場前	藤崎町
"	六月二十九日	午後二時	まで	本郷農村 コミュニティセンター	浪岡町
"	六月三十日	午後二時三十分	まで	郷山前農業研修センター	浪岡町
"	七月一日	午後三時	まで	女鹿沢公民館前	浪岡町
"	七月二日	午後三時三十分	まで	大杉公民館前	浪岡町
"	七月三日	午後三時	まで	中央公民館附属体育館	浪岡町

平成十五年九月四日から平成十六年一月三十一日まで  
三 作業地域

弘前市  
南津軽郡藤崎町、大鰐町、浪岡町、常盤村、碓ヶ関村

青森県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十六年三月十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

岩木町

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画下水道事業（岩木町公共下水道）

三 事業施行期間

平成三年十月十四日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成九年六月二十日青森県告示第四百四十二号）の事業地に変更なし。

青森県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、むつ都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十六年三月十二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

むつ市

二 都市計画事業の種類

むつ都市計画下水道事業（むつ市公共下水道）

三 事業施行期間

平成八年一月二十四日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十一年三月三十一日青森県告示第百十八号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十一年三月三十一日青森県告示第百十八号）の事業地に変更なし。

# 公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターツルヤ大畑店

下北郡大畑町大字大畑字中島八〇の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルヤ

北海道函館市湯川町三丁目二四の一四

代表取締役 西崎康博

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ツルヤ

北海道函館市湯川町三丁目二四の一四

代表取締役 西崎康博

四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十六年十一月九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三三六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

六七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一三五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一九立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後八時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十六年三月八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び大畑町役場

2 期間

平成十六年三月十九日から同年七月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大畑町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年七月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、古里地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年三月二十二日から同年四月十六日まで  
縦覧の場所  
六戸町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社野呂建設
- 二 代表者の氏名 野呂 佳代子
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡木造町大字館岡字稲葉一四〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一三）第二二九八号
- 五 取消年月日 平成十六年三月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十六年三月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年三月十九日

中南地方農林水産事務所長 高 畑 幸

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	菊池 和文	南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻九〇の一	平成一六・三・五

土地改良区の役員 の 就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、長瀬郷土地改良区から、次のとおり役員 の 就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年三月十九日

中南地方農林水産事務所長 高 畑 幸

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理 事	佐藤 善治	中津軽郡岩木町大字駒越字高田一〇	平成一六・三・一就任
"	佐藤 修一	" 大字真土字東川二四一	"
"	齋藤 秀明	" 大字一町田字村元六六	"
"	木村 久栄	" 字浅井四七	"
"	秋元 孝之	" 大字熊嶋字里見三〇三	"
"	笹 善次	" 大字高屋字安田六八三	"
"	古川 不二夫	弘前市大字土堂字早川四九の五	"
"	佐藤 栄之進	大字藤代一丁目一七の六	"
"	石戸谷 正夫	大字浜の町東五丁目一の一	"
"	大瀬 豊	大字船水三丁目一の一五	"
"	相馬 賢一	大字八代町九の一	"
"	鳴海 貞次	大字蒔苗字福岡一四の一	"
監 事	八嶋 忠満	中津軽郡岩木町大字熊嶋字豊田一八九の三	"
"	山本 勝義	弘前市大字土堂字長瀬七三の二	"
"	古川 栄一	大字石渡二丁目三の七	"



青森県選挙管理委員会告示第十四号

平成十六年三月十日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、九二一人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二六六、〇〇一人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

- 東津軽郡選挙区 八、八二六 人
- 西津軽郡選挙区 一八、二四二 人
- 南津軽郡選挙区 二六、一七九 人
- 北津軽郡選挙区 一七、一七八 人
- 上北郡選挙区 三一、二七八 人
- 下北郡選挙区 一〇、五七七 人
- 三戸郡選挙区 二四、五六九 人
- 青森市選挙区 七九、八四四 人
- 弘前市選挙区 五二、一八三 人

- 八戸市選挙区 六四、三七三人
- 黒石市選挙区 一〇、六一八 人
- 五所川原市選挙区 一三、三五六 人
- 十和田市選挙区 一六、七八六 人
- 三沢市選挙区 一一、三二一人
- むつ市選挙区 一三、三九三 人

監査委員

監査結果に対する措置の公表

平成15年11月18日付け青監査第103号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年3月19日

青森県監査委員

- 片谷敏子
- 橋本悦子
- 西谷水
- 清

監査箇所名	監査結果	措置の内容
教育政策課 職員福利課 入ボ一ツ健康課	県と国際相撲連盟において、県と国際相撲連盟が占める協定等について、第1回国際相撲連盟の書面は取りこぼしあ委員が承認され、額分をもち、県と国際相撲連盟が担った事実	同 同 同





性格を持っているものかあるが、補助金や精算確認の手続が十分子算の適正執行の観点から、負担金交付に係る事務を改善する必要が

「上記4」は、青森県報平成15年11月28日号外第104号、6ページに記載されている部分である。

(参考)

通知の一部に当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたと判断されない内容が含まれていることから上表の中では除外しているが、その内容は下記のとおりである。

県と国際相撲連盟間で負担割合の合意はなく、また、県教育委員会には大会収支を再精算する法律上の権限はないことから、再精算することはできず、国際相撲連盟に対して何らかの請求を行うことはできない。

【理由】

- ・ 県と実行委員会の負担金協定の規定は県の負担金が定額であることを示しており、また、実行委員会の収入は県と国際相撲連盟の負担金だけで構成されているわけではなく、県と国際相撲連盟間で負担割合を定めた文書も存在しない。
- ・ 実行委員会に協定書に規定されている負担金返還事由が発生しておらず、県教育委員会は実行委員会に対して負担金返還請求ができないことから、信義誠実の原則の問題については、以下のとおりと考える。
- ・ 民法第1条第2項の信義誠実の原則は、権利義務関係に立つ当事者間の航空手配業務代行がなかった場合、レックナスとの契約であるが、実行委員会と国際相撲連盟にはならず、契約関係に立つ当事者間の前提となる注意で言えない。責任は問えないことから、信義誠実の原則に違反するとは、本件業務代行契約の当事者ではないから、国際相撲連盟が県に対して法的責任を負担する根拠はない。収入であって、実行委員会の収入ではないから、簿外処理とならない。

公安委員会

青森県公安委員会告示第十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年三月十九日

青森県公安委員会委員長 榑 引 利 貞

遊技機の種類	型 式	名	製造業者又は輸入業者名
はちんご遊技機	CRブルースリーW		株式会社高尾
"	CR松居直業R		株式会社藤商事
"	CR松居直業Z		"
"	CR海へいじう2MX		マルホン工業株式会社
"	CR海へいじう2FX		"
"	CRドッキードキー西遊記MD		株式会社ニューギン
"	トントンハナハナ 30		株式会社パイオニア
回胴式遊技機	モリノイチチャンス		株式会社ユニオンマシーナリ

正 誤

昭和 四 十 三 年	発行 年 月 日 番 号
規 則	区 分
第 一 三 号	番 号
二	ペ ー ジ
上	段
一 〇	行
閱 覧 書	誤
閱 覧 所	正

監  
理  
課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭